

令和4年度東京都税制調査会  
第3回 小委員会

「税務行政のDX推進」

令和4年8月23日

## 「税務行政のDX推進」に関する資料 目次

資 料 名	頁
税務行政のDX推進のあり方－総論－	1
国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）①	2
国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）②	3
国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）③	4
国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）④	5
令和3年度（2021年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（概要）	6
経済界からの要望	7
諸外国における共通番号制度を活用した行政手続	8
諸外国における共通番号制度を活用した行政手続(オーストラリア)	9
諸外国における共通番号制度を活用した行政手続(イギリス)	10
諸外国における共通番号制度を活用した行政手続（デンマーク）	11
過去の答申（税務行政のDX推進）	12
税務行政のDX推進のあり方に関する主な論点	13
税務行政のDX推進のあり方－論点①バックオフィス連携－	14
主税局ビジョン2030－更新版－（論点①バックオフィス連携）	15
デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）（令和3年12月閣議決定）	16
これからの情報活用の考え方：本人を介した官民の情報活用	17
ご議論いただきたい事項（論点①バックオフィス連携）	18
マイナンバー制度における情報連携（H29.7～）のイメージ	19
マイナンバー制度における情報連携の例	20
納税証明書の概要	21
納税証明書の提出が必要なケース（例）	22

関連法令①（論点①バックオフィス連携）	23
関連法令②（論点①バックオフィス連携）	24
地方税法における守秘義務の基本的な考え方	25
税情報の提供についての基本的な考え方	26
税情報の提供が許容される場合	27
バックヤードでの情報連携を拡大しうる行政事務	28
税務行政のDX推進のあり方－論点②個人事業税の課税方式の見直し－	29
過去の答申（個人事業税）・国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（個人事業税の課税方式の見直し）	30
税務行税のDX推進のあり方について（論点②個人事業税の課税方式の見直し）①	31
税務行税のDX推進のあり方について（論点②個人事業税の課税方式の見直し）②	32
個人事業税の課税事務を進めるうえで苦勞している点	33
個人の事業税の法定業種	34
個人事業税の課税客体等について	35
個人事業税、所得税及び消費税における「個人事業者」について	36
個人住民税の現年課税化	37
過去の答申（個人住民税の現年課税化）	38
政府税制調査会・個人所得課税に関する論点整理 等	39
個人住民税の概要	40
個人住民税所得割の計算の仕組み	41
個人住民税の課税上の問題	42
個人住民税の現年課税化における課題（1）	43
個人住民税の現年課税化における課題（2）	44
第8期分科会（案）	45

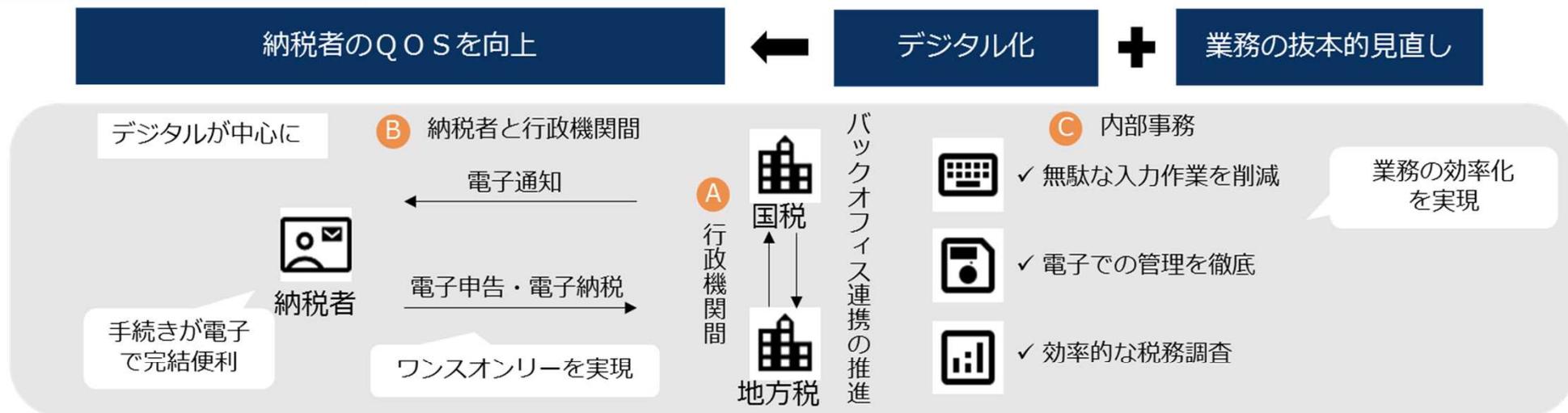
# 税務行政のDX推進のあり方

## — 総論 —

# 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）①

## 国要求事項の全体像（税務行政のDX関連）

### DX後の税務行政のイメージ図



項番	要求事項	図該当箇所	実現する上でのキーワード	国における検討
1	ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進	A	納税者情報等の照会・回答の電子化、申請・申告様式の統一、データの標準化	税務システム等標準化検討会 等
2	地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上	B	地方税ポータルシステム (eLTAX)、地方税共通納税システム、納税通知書の電子化	地方税における電子化の推進に関する検討会
3	住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化	A C	本人確認情報、プッシュ型通知、住基サーバー	デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会
4	税務システムの庁舎外での活用の推進	C	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン、無線LAN利用	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改訂等に係る検討会

# 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）②

## 1. ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

現状と課題	
1. 税当局間は課税等のために多くの情報を共有	2. 連携を強化するために、電子化・標準化が今後のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国税当局と地方税当局は相互に必要な情報の照会を行っている。 （例）滞納整理業務 国→地方：住民税、固定資産税の課税状況、世帯情報等 地方→国：滞納処分の執行状況等</li> <li>✓ 地方税当局間で課税に必要な情報を通知している。 （例）不動産取得税の課税業務 法73条の18取得事実の通知、法73条の22価格等の通知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 照会及びその回答について、現在、対面や書面により行われているが、国・地方双方における事務の効率化を図る観点から、オンライン照会の導入が課題である。</li> <li>✓ 税法を基にした通知には、自治体によって通知内容にバラツキがある等の課題から、不足する内容を補うために別途対面や書面による情報共有が必要となっている。また、紙媒体で実施しているケースが多いことから、システムへの入力作業といった負担も大きい。</li> </ul>

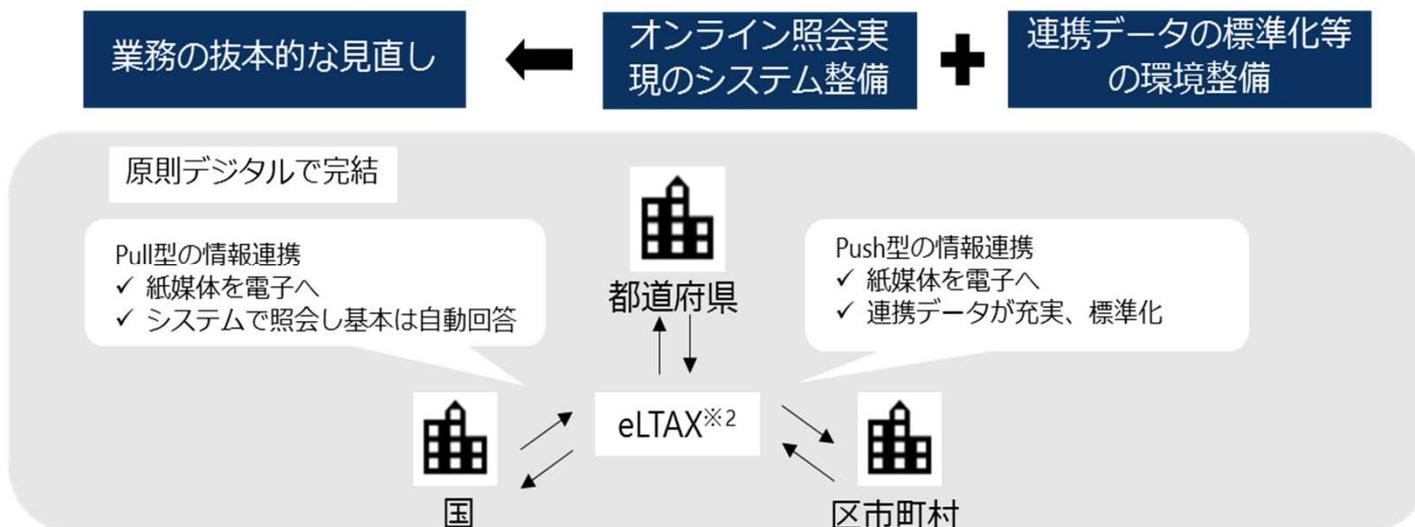
### 解決策（要望事項）

ICTを活用した国税・地方税間の電子による情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

<今後、進められるべき内容>

- ✓ 連携に必要なシステム※1の整備
- ✓ 連携データの標準化 等

※1 現場の税務業務と効率的なデータ連携双方を考慮したものになること。



※2 国税と地方税間で既に連携を実施。新たに連携するものも本システムを使用するものと想定。

# 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）③

## 2. 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

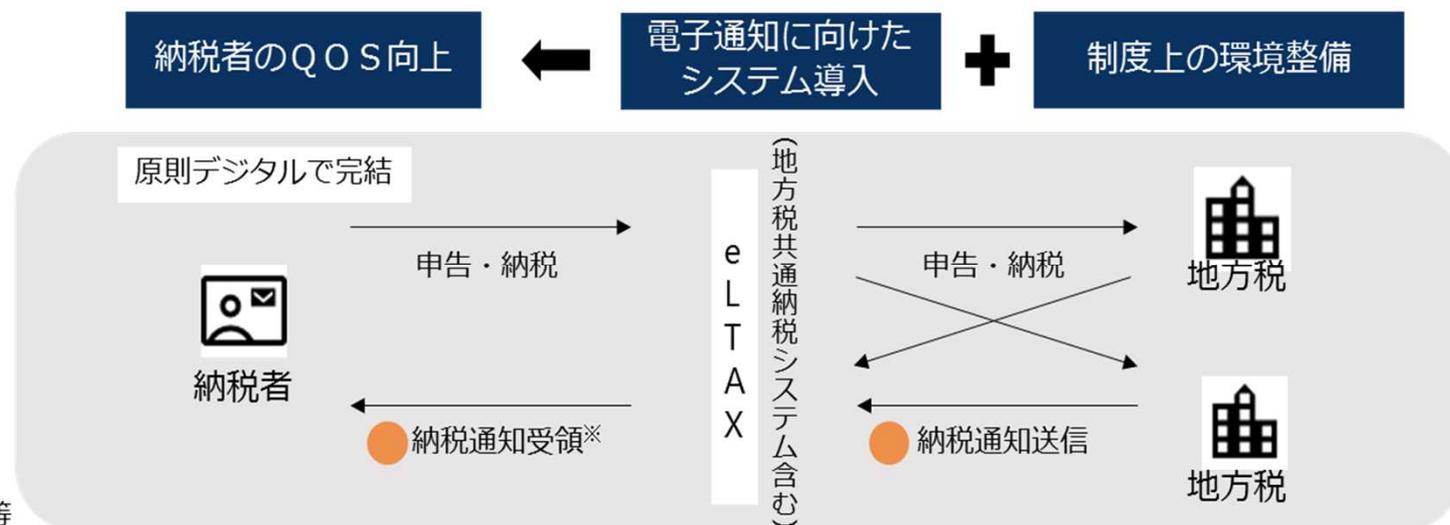
現状と課題	
1. 電子申告・電子納税が導入、更なる利用拡大が求められる	2. 賦課税目の電子通知・電子納税の導入が今後のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地方税の電子申告は、「地方税ポータルシステム（eLTA X：エルタックス）」が利用されている。</li> <li>✓ 複数の地方公共団体への電子納税を一度の手続で可能とする「地方税共通納税システム」が導入され、納税者、金融機関及び地方団体の事務負担が軽減されている。</li> <li>✓ 納税者の利便性の向上と税務事務の効率化の観点から、電子申告・電子納税の更なる普及促進が重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現在、対象税目は申告税目が中心であるが、賦課税目への拡大も予定されている。</li> <li>✓ 賦課税目では、地方公共団体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書を納税者に送る必要がある。納税通知書の送付・受領から納付手続までを一貫して電子で完結するためには、納税通知書の電子化が不可欠となる。</li> </ul>

### 解決策（要望事項）

納税者の利便性を考慮し、納税通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みを整備すること。

<今後検討されるべき論点>

- ✓ 電子的送付の通知先
- ✓ 到達の効力
- ✓ 電子的送付の希望を必要とするか（一律電子、紙媒体との併用か）等



※ 通知先としてマイナポータルも想定される。

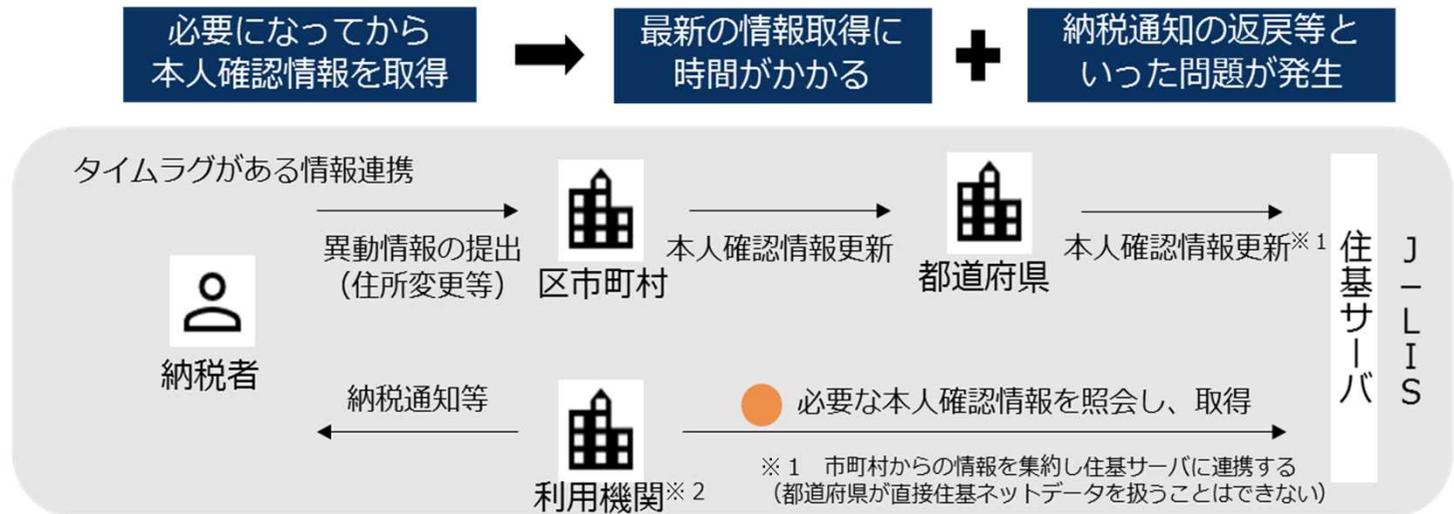
# 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（税務行政におけるデジタル化推進）④

## 3. 住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化

### 現状と課題

行政手続きにおいてワンストップを実現するためには、行政機関間で本人確認情報が常に最新の状態で共有される必要がある。しかし、住民基本台帳を管理していない都道府県では、本人確認情報取得の手段が主に住基ネットとなっており、現在の仕組みではタイムラグが大きい。

Before



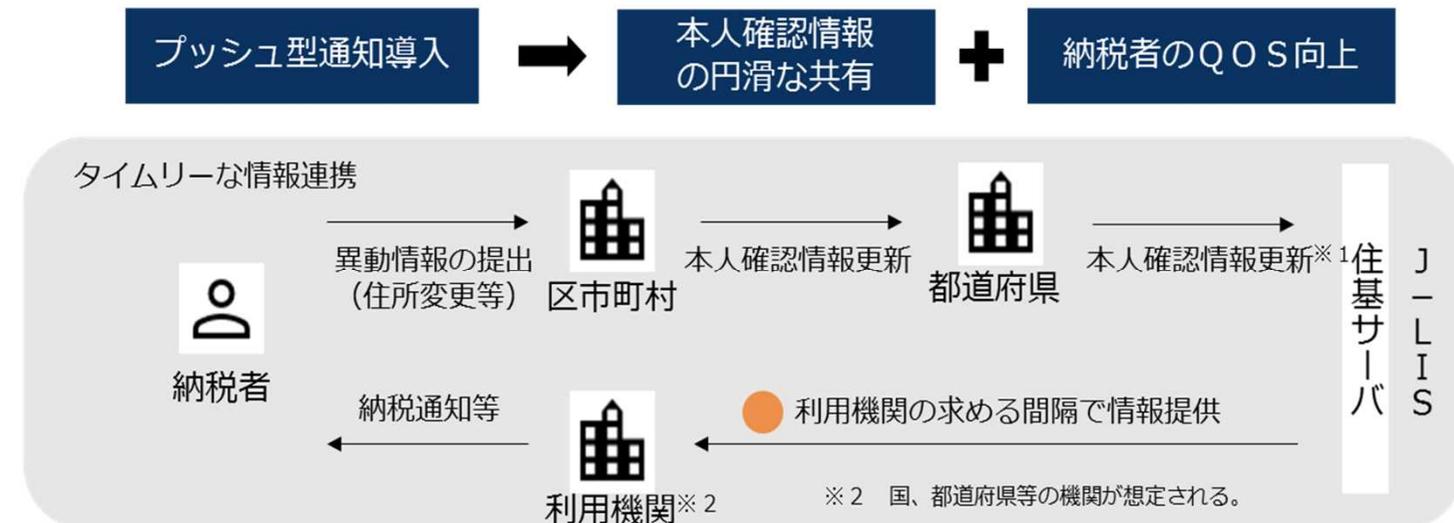
### 解決策（要望事項）

住基サーバにおいて、「プッシュ型通知」の仕組みを導入すること。

#### <期待される効果>

利用機関では、納税者の手続き時等に、最新の本人確認情報を用いることが出来るため、行政機関及び納税者双方の負担を軽減できる。

After



<参考 デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書令和3年12月28日 >

# 令和3年度（2021年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（概要）

地方税務手続の電子化については、一定の進展が見られるが、デジタル手続法の趣旨を踏まえ、引き続き、電子化の推進を図る必要。「申告・申請手続」、「納付手続」、「処分通知等」及び「他機関との情報連携等」について、次の施策を講ずるべき。

## 1. 申告・申請手続のオンライン化

### (1) 対象手続の拡大

- ・納税者等が地方団体に対して行う全ての申告・申請手続について、令和7年末までに、全国統一的にオンライン化することを目指す。
- ・現在、対象手続は地方税法令に個別に列挙されている。今後はオンライン化について実務的な整備が整ったものから順次、eLTAXを利用できるよう、速やかに制度改正するとともに、オンライン化の実施方策を具体的に検討していくべき。
- ・ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方たばこ税及び入湯税など申告と納付・納入が一体となっている申告税目や、個人住民税の申告手続については、特に優先して検討を進めていくべき。

### (2) eLTAX利用率の更なる引上げに向けた取組

- ・納税者等の利便性の向上のため、ユーザーの意見を踏まえた機能改善に努めるべき。
- ・電子申告・提出の義務化の対象範囲の拡大について、引き続き検討すべき。

## 2. 納付手続のオンライン化

### (1) 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・地方団体の判断によって、全ての税目についてeLTAXを通じた納付ができるよう、制度上、対応すべき。

### (2) eLTAXを通じた納付の利用拡大に向けた取組

- ・地方団体や経済団体、金融機関等の関係者が連携し、更なる利用拡大に努めるべき。
- ・個人の納税者が利用しやすい環境整備（eLTAXにおける納付手段を拡大させるための所要の措置等）を行うべき。

## 3. 処分通知等のオンライン化

### ○実務者WGにおける検討の実施

- ・他分野における先行事例や検討状況を踏まえた制度面・実務面双方からの実現方策の検討（処分通知等、通知先、送付方法、到達の効力、電子的送付に係る希望の取扱い、電子納付等後続手続での通知情報の活用等）を進める。

## 4. 他機関との情報連携等

eLTAX及び国税情報システムの刷新・改修や、地方団体の基幹税務システムの標準化の取組を踏まえ、国税との連携をはじめ他機関との連携対象情報の更なる範囲拡大（二輪車の軽自動車税に係る税申告の簡素化、市町村から税務署への死亡者の所有固定資産情報等の通知のオンライン化等）を検討すべき。

## 経済界からの要望

### ○ 一般社団法人日本経済団体連合会「Society5.0の扉を開くーデジタル臨時行政調査会に対する提言ー」（2022年4月）

- ・税務手続のデジタル完結
- ・税務調査のオンライン化
- ・年末調整・確定申告に関する手続のデジタル完結および簡素化
- ・給与所得の源泉徴収票等の電子化に必要な本人承諾の見直し

### ○ 東京商工会議所「東京都の中小企業対策に関する重点要望」（2022年7月）

- ・行政のデジタル化の推進（行政手続きの効率化・迅速化・ワンストップ化、使いやすい・分かりやすい・見やすい行政手続きのソフト・サービスの開発並びに情報処理能力の強化、高齢者を取り残さないためスマートフォン操作などの積極的な学習機会の創出、3Dデジタルデータなどの行政及び事業者の積極的な活用と活用促進のための周知啓発）
- ・東京都および周辺自治体における電子納税の普及促進

# 諸外国における共通番号制度を活用した行政手続

## 1. 本書の背景と目的

### 1.2. 調査対象

- 下表の14の国・地域を調査対象として、共通番号の利用範囲の観点から、A：行政分野ごとに異なる識別番号を用いて手続を行っている、B：複数の行政分野で共通の識別番号を用いて手続を行っている、C：行政分野のほか、民間分野でも共通の識別番号を用いて手続を行っている、に諸外国を分類した。
- なお、共通番号を「識別」として利用する場合とは、行政機関等が、行政手続の処理などの際に、使用する情報が特定の個人の情報であることを同定するために利用することを指し、「認証」として利用する場合とは、行政機関等が、国民からのオンライン申請を受付ける際等に、申請者が本人であることを確認するために利用することを指す。

	オーストラリア	ドイツ	フランス	イギリス	インド	オーストリア	シンガポール	エストニア	スウェーデン	デンマーク	アメリカ	韓国	台湾	EU	
基本分類	A	A	A	B	B	B	C	C	C	C	C	C	C	-	
共通番号制度のモデル	セパレートモデル	セパレートモデル	セパレートモデル	フラットモデル	フラットモデル	セクトラルモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	フラットモデル	-	
識別	番号等	納税者番号等	税務識別番号等	社会保障番号等	国民保険番号	Aadhaar番号	CRR番号 (ssPIN)	国民登録番号	国民番号	個人識別番号	CPR番号	社会保障番号	住民登録番号	国民身分証統一番号	-
	利用範囲	行政個別分野 (税)	行政個別分野 (税)	行政個別分野 (社会保障)	行政分野 (税、社会保障、教育等)	行政分野 (税、社会保障)	行政分野 (税、社会保障、教育等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険、学校教育等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険、通信等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険、学校教育等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険、学校教育等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、学校教育)	-
	導入背景	1988年税制改正法を根拠法として、1989年に導入。	2003年に、税務分野に用いられる納税者のIDとして導入。	1941年に、人口動態に係る統計調査及び徴兵の調査のために、導入。	1948年に、社会保障の管理を目的として導入。	2010年に、社会保障給付金・補助金の適切かつ効率的な給付を目的として、導入。	2002年に、従来の住民登録番号に代わり導入され、内務省で一元管理されるようになった。	1948年に、不法移民等を排除する目的で導入。	2000年に、国内機能の整備を進める目的で導入。	1947年に、住民登録を従来の家族単位から個人単位で管理することに伴い導入。	1968年に、「市民登録法」をもとに導入。	1936年に、年金等の社会保障の給付への利用を目的として導入。	1962年に、「住民登録法」をもとに導入。	1969年に、身分証の発行をコンピュータ作業に切り替えるのと併せて、導入。	-
認証	ID等	myGovID	eIDカード	France Connect (France Connect+に移行中)	GOV.UK.Verify	Aadhaar認証	市民カード、Handy-Signatur	SingPass	国民番号カード、Mobile-ID、Smart-ID	BankID	NemID (MitIDに移行中)	my Social Security account、ID.me	I-PIN	自然人証明書	eID
	ツール※	モバイルアプリ	ICカード	-	-	-	ICカード、モバイルアプリ	モバイルアプリ	ICカード、SIMカード、モバイルアプリ	ICカード、モバイルアプリ、USB	モバイルアプリ	-	-	ICカード	ICカード等
	利用範囲	行政分野 (税、社会保障、教育等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険等)	行政分野 (税、社会保障)、民間分野 (銀行、電気・ガス)	行政分野 (税、社会保障)	行政分野 (税、社会保障等)、民間分野 (銀行、通信等)	行政分野 (税、社会保障、建築・建設等)、民間分野 (銀行、通信等)	行政分野 (税、社会保障、教育等)、民間分野 (銀行、保険、学校教育等)	行政分野 (税、社会保障、安全保障・司法等)、民間分野 (銀行、卸売、学校教育等)	行政分野 (税、社会保障)、民間分野 (銀行、卸売、小売等)	行政分野 (税、社会保障、安全保障・司法等)、民間分野 (銀行、卸売、小売等)	行政分野 (税、社会保障、安全保障・司法等)、民間分野 (銀行、卸売、小売等)	複数の行政、民間分野	行政分野 (税、社会保障)、民間分野 (銀行)	-
Webサイトサービス	myGov	※集約したサイトはなし。	mon.Servic e-Public.fr	GOV.UK	National Portal of India	oesterreich .gv.at	MyInfo	Eesti.ee	※集約したサイトはなし。	Borger.dk	USA.gov	政府24	我的E政府	-	

# 諸外国における共通番号制度を活用した行政手続（オーストラリア）

## 2. 諸外国における共通番号制度



### 2.1. オーストラリア

- オーストラリアでは、行政分野ごとに異なる番号（納税者番号、個人ヘルスケア識別番号等）を用いて行政事務を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ（myGovID）を用いた個人認証が利用できるが、2020年よりAUSKeyから移行している段階であり、普及率は1割台と低い。

<p>分基 類本</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政分野ごとに異なる番号（納税者番号、個人ヘルスケア識別番号等）を用いて手続を行っている。</li> <li>電子的な個人認証の手段としては、モバイルアプリ（myGovID）が使われている。</li> </ul>	<p>Web サイト サービス</p> <p>ID カード</p>	<p>【IDカード】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物理的又は電子的な本人確認（個人認証）として利用できる、日本のマイナンバーカードに類似するIDカードは、本調査では確認できなかった。</li> </ul> <p>【Webサイトサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、myGovがあり、固有アカウントであるmyGovアカウントや、myGovIDでログイン可能である。</li> <li>税、社会保障、医療保険等の15の政府機関のサービスへアクセスできる他、各種政府機関から送付されるメッセージの確認や、個人情報の変更が可能である。</li> </ul> 
<p>情基 報礎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GDP：1兆3,593億ドル</li> <li>人口：約2,569万人</li> </ul>		<p>機 関 間 の 情 報 連 携</p>
<p>共 通 番 号 制 度 の 概 要</p>	<p>【共通番号制度とその背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1985年に、課税逃れや社会保障の不正受給の防止等を目的とした国民背番号の導入や、統一的な身分証（Australia Card）の導入等の提案を含む「連邦税制改革白書案（Reform of the Australian tax system : draft white paper）」を発表し、1986年には、これらの提案内容を含む「オーストラリアカード法案（Australia Card Bill 1986）」を提出した。オーストラリアカード法案では、国民背番号は、課税や社会保障給付等の行政事務で共通的に利用可能であるとされたが、プライバシー保護を優先する国民の声を受けて、1986年にオーストラリアカード法案は廃案となった。</li> <li>このような背景もあり、行政分野ごとに異なる個人識別番号が導入され、その番号を用いて手続が行われるに至った。</li> </ul> <p>&lt;納税者番号&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>納税者の識別を目的に、1988年税制改正法を根拠法として、1989年に導入。</li> </ul> <p>&lt;個人ヘルスケア識別番号&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の医療機関で保管される患者の既往歴の統一管理を目的に、2010年ヘルスケア識別法を根拠法として、2010年に導入。</li> </ul>	<p>個 人 情 報 保 護 等 に 関 する 概 況</p>	
<p>個 人 認 証 に 利 用 さ れ る ID</p>	<p>【myGovID】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来、国税庁が発行するAUSKeyを用いて、行政手続の簡易化が図られていたが、AUSKeyは一つの端末からしか利用できない等の制約があったため、セキュリティに配慮した上で、パソコンやタブレット等の複数の端末から利用できるmyGovIDが導入され、2020年から移行することとなった。</li> <li>行政分野のみで利用することができ、確定申告等、56種類のサービスにおいて利用可能であるが、myGovID取得時に設定した認証の強度（Basic、Standard、High）に応じて利用可能なサービスの範囲は異なっている。</li> <li>2021年9月時点の取得件数は280万件であり、有資格（15歳以上）人口の約13.0%が取得している。</li> </ul>	<p>変 更 の 見 通 し</p> <p>今 後 の 制 度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2021-2022年の予算案において、ユーザビリティの向上を目指すために、myGovシステムの改善に対して2億10万ドルを投下する見込み。</li> <li>共通番号制度を利用したものではないが、民間企業間での情報連携の動向として、「オープンバンキング」の取組がある。主要4銀行を中心に段階的な導入が計画されており、2020年2月までに預金・取引口座等のデータへ第三者がアクセス可能とすることが目指されているだけでなく、エネルギー・通信業界を含むその他の業界への展開も予定している。</li> </ul>

# 諸外国における共通番号制度を活用した行政手続（イギリス）

## 2. 諸外国における共通番号制度

### 2.4. イギリス



United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland

- イギリスでは、基本的には行政分野ごとに異なる番号を用いて行政事務を行っているが、国民保険番号は社会保険分野と税務分野において共通的に利用されている。ただし、これは複数の行政分野を所管する一つの官庁（歳入関税庁）に閉じて利用されている形であり、複数の行政機関で同一の識別番号を利用しているわけではない。
- 行政サービス等の利用にあたっては、GOV.UK.Verifyを用いた個人認証が利用できるが、普及率は1割台に低迷しており、新たなデジタルIDの導入を検討している。

<p>分類本</p>	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には行政分野ごとに異なる番号を用いて手続が行われているが、国民保険番号は社会保険分野と税務分野において共通的に利用されている。</li> <li>電子的な個人認証の手段としては、GOV.UK Verifyが使われている。</li> </ul>	<p>IDカード・Webサイトサービス</p>	<p>【IDカード】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物理的又は電子的な本人確認（個人認証）として利用できる、日本のマイナンバーカードに類似するIDカードは、本調査では確認できなかった。</li> </ul> <p>【Webサイトサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、GOV.UKがある。</li> <li>23の中央省庁及びその他400以上の行政機関の行政サービスを利用することが可能である。</li> </ul> 
<p>情報基礎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GDP（名目）：2兆1,130億ポンド</li> <li>人口：約6,708万人</li> </ul>		<p>機関間の連携の仕組み</p>
<p>共通番号制度の概要</p>	<p>【共通番号制度とその背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第二次世界大戦中（1939年）に、国民登録法に基づき、身分証明書として利用できるIDカードが導入されたが、1951年のWillcock v. Huckle 事件を契機とした、個人の身元を証明する行為は強制されるべきではないといった、世論の高まりを受け、1953年に国民登録法及びIDカードは廃止された。</li> <li>このような背景もあり、行政分野ごとに異なる個人識別番号を用いて手続が行われてきた。</li> </ul> <p>&lt;国民保険番号&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の管理を目的に、1948年に導入。</li> <li>2005年に旧関税消費税庁と旧内国歳入庁が統合され、歳入関税庁が誕生したことで、用途が拡大され、現在は税徴収用の納税者整理番号としても使用される。</li> </ul> <p>&lt;国民医療制度番号&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療記録の管理を目的に、1996年頃に導入。</li> </ul> <p>【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政における個人を識別する番号の利用範囲は、共通的にはデータ保護法で定められているとともに、個別法においても規定されている。                  （例）社会保障管理法：歳入関税庁が、法定疾病手当等に関連して保持する情報について、他の行政官庁がその機能を果たすために、情報提供が可能である旨を規定。</li> </ul>	<p>個人情報保護等に関する概況</p>	
	<p>個人認証に利用されたID</p>		<p>【GOV.UK.Verify】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1953年に国民登録法が廃止されて以降、個人の身元を証明する行為は強制されるべきではないという価値観が根付いていたが、2000年代に入り、不法移民等の検出や、国家の安全保障に対する機運が高まったために、2016年にGOV.UK.Verifyを導入。</li> <li>行政分野のみで利用することができ、ユニバーサルクレジットの申請や運転免許証情報の確認等、20種類弱のサービスにおいて利用可能である。</li> <li>2020年10月時点で、アカウントの取得件数は約720万件であり、有資格人口（全人口）の約10.7%にとどまっている。</li> </ul>

# 諸外国における共通番号制度を活用した行政手続（デンマーク）

## 2. 諸外国における共通番号制度

### 2.10. デンマーク



Kingdom of Denmark

- デンマークでは、行政分野のほか、民間分野でも共通番号（CPR番号）を用いて手続を行っている。
- 行政サービス等の利用にあたっては、モバイルアプリ（NemID）を用いた個人認証が利用されている。
- 「基本データプログラム」を通じて整備された情報基盤（ベースレジストリ）、及びデータディストリビュータと呼ばれる情報システムによって、行政機関間等での情報連携を実現しており、格納情報の機密性に応じてアクセス要件が分けられる等、安全性に配慮した仕組みを整備している。

分基  
類本

- C
- 行政分野のほか、民間分野でも共通番号（CPR番号）を用いて手続を行っている。
  - 電子的な個人認証の手段としては、モバイルアプリ（NemID）が使われている。

情基  
報礎

- GDP（名目）：3,509億ドル
- 人口：約581万人

共通  
番号  
制度  
の  
概  
要

#### 【共通番号制度とその背景】

- ✓ 第一次世界大戦後の配給制度の管理徹底等を背景に、国民登録制度は1924年に開始された。制度創設当初は、地方自治体によって市民の名前や住所、家族構成等の記録が登録・管理されていたが、1968年には「市民登録法」が制定され、全ての国民を一元的に管理する市民登録システムの導入に伴って、CPR番号の付番が開始された。

#### <CPR番号>

- 当初の利用範囲は税務領域が中心であったが、1970年以降、各領域における電子化の潮流に乗って、医療・健康分野、市民生活全般に関わる行政サービスや、銀行等の公共性の高い民間企業へとCPR番号の利用が広がった。
- 利用範囲の拡大が実現した背景には、福祉国家としての行政サービスの充実においてCPR番号を活用することの合理性と、政府への高い信頼があったと考えられる。

#### 【共通番号制度の利用範囲に関する法規定】

- ✓ 主な法規としては、個人情報保護法や、データ保護法、市民登録法、公共部門情報の再利用に関する法律等がある。
- ✓ 個人情報保護法において、一部制限を設けているものの、利用可能な機関や事務等について限定的に制限されているわけではない。  
（例）個人情報保護法：CPR番号について「法令で許可され、かつ、市民から同意を取得している場合、又は統計等、限定された目的においてのみ処理可能である旨、規定

利用  
される  
色  
目  
個人  
認証  
に  
関  
する  
色  
目

#### 【NemID】

- ✓ インターネットの台頭（1990年代）に伴って、オンライン上で行う手続において安全に個人を証明する手法が求められたことから、前身となるDanIDが2003年に導入された。その後、利便性に対する課題が指摘されたことから、2010年にNemIDが導入された。
- ✓ 行政分野及び民間分野で利用することができ、行政分野においては税・社会保障領域だけでなく、運転免許の更新や被害届の提出等で利用可能である。また、民間分野においては金融領域（銀行・保険）をはじめ、通信業や小売業等で活用されている。
- ✓ 取得自体は任意であるが、実態では生活上必須となることから、普及率は約95.5%。

Web  
サイト  
サー  
ビス

#### 【IDカード】

- ✓ CPR番号が記載されたカードとして、健康カードがあり、診療所では、本カードを読み込んで受付が行われる。

#### 【Webサイトサービス】

- ✓ 行政の窓口となる統一的なWebサイトとして、2007年1月に運用が開始されたBorger.dkがある。提供されているサービス数は2,000種類を超えている。また、利用者の満足度は91%、信頼度は92%となっており、国民に利用が浸透しているものと考えられる。
- ✓ また、企業向けの同位置付けのサイトとして、2003年9月に運用が開始されたVirk.dkがあり、1,000種類以上の行政手続の電子申請が可能である。



情  
報  
連  
携  
の  
仕  
組  
み

- ✓ デジタルガバメント戦略の一環として推進された「基本データプログラム」を通じて整備された情報基盤（ベースレジストリ）、及びデータディストリビュータと呼ばれる情報システムによって、行政機関間及び民間機関等での情報連携を実現している。
- ✓ ベースレジストリには、地図や不動産、企業情報等に加えて、共通番号と紐づいた個人情報も含まれており、これらの情報はデータディストリビュータに即時複製される。行政機関及び民間機関等は、データディストリビュータにアクセスすることで事務に必要な情報を取得することが可能となっている。
- ✓ 格納情報の機密性に応じて、アクセスのために必要な要件が分けられており、共通番号と紐づいた個人情報の閲覧・取得のためには所管部署の承認が必要となる。

個  
人  
情  
報  
保  
護  
等  
に  
関  
する  
概  
況

#### 【個人情報保護法】

- ✓ 個人情報保護に関する欧州指令95/46/ECに基づき、2000年に制定された。

#### 【データ保護法】

- ✓ EUの一般データ保護規則（GDPR）に準拠するために、2018年に制定された。
- ✓ 「個人情報保護法」に対してGDPRの内容を補足する形で、現在のデンマークにおけるデータ保護に向けた取り扱い全般について規定しているものとして位置づけられている。

変  
更  
の  
見  
通  
し

- NemIDに替わって、eIDAS規則に準拠する「MitID」を導入予定である。
- 市民ポータルは、今後2024年までに個人に必要なサービスや情報、手続の進行状況や期限の表示等の機能を追加することが予定されている。

## 過去の答申（税務行政のDX推進）

### **【税務行政のデジタル化の推進】（令和3年度答申 P.56）**

- 国と地方が行政のデジタル化を進め、所得情報等を正確かつリアルタイムに把握することにより、生活困窮者への迅速かつきめ細かな支援の実現につなげることが重要
- 税務手続においては、更なる簡素化・迅速化・統一化の取組が必要
- 自治体の情報システムや様式・帳票の統一化・標準化等に当たっては、業務プロセスの抜本的な見直しを進めるとともに、必要に応じて既存の法令等も見直し、税制の簡素化や行政におけるデータの効率的な活用等を検討し、納税者はもとより自治体職員にとっても利便性や効率性の高い仕組みの構築を目指すべき

## 税務行政のDX推進のあり方に関する主な論点

### 論点1

#### ○ バックオフィス連携

- ・例えば納税証明書の発行を不要としたり、住所変更手続きを一度で済ませる(ワンスオンリー)ため、マイナンバーをキーとして、他の行政機関や金融機関との間でデータ連携を行う(バックオフィス連携)ことの妥当性や課題について

### 論点2

#### ○ 個人事業税の課税方式の見直し

- ・DX推進を契機に、例えば、個人事業税に係る事業性の判定そのものを簡素化するなど、制度そのものを見直すことについて

# 税務行政のDX推進のあり方

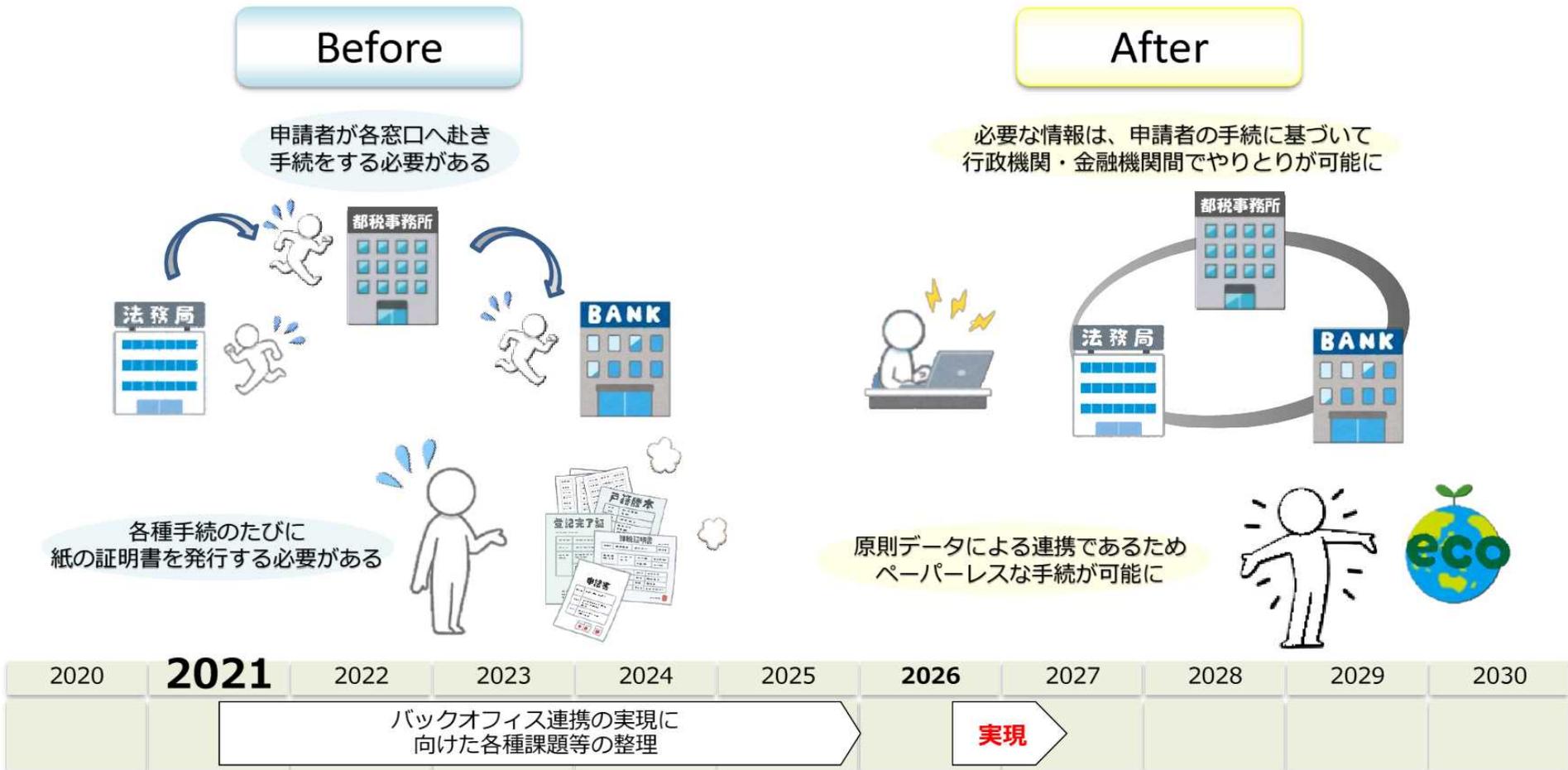
## — 論点①/バックオフィス連携 —

# 主税局ビジョン2030—更新版—（論点①バックオフィス連携）

## 納税者へのQOS向上の取組

### ③ バックオフィス連携により、各種手続のワンストップ化

- 関係規定の見直しを進め、**税務署・法務局・他自治体・金融機関等とのバックオフィス連携**を実現する。
- 都税事務所で発行する各種証明書が必要な行政手続や金融機関手続について、申請者の手続に基づき、**直接証明情報等の情報連携が可能となり、申請者を経由した証明書等のやり取りを不要とする。**



注 東京都主税局「主税局ビジョン2030—更新版—」（2021年7月）より抜粋。

## デジタル社会の実現に向けた重点計画（抜粋）（令和3年12月閣議決定）

### 第6 デジタル社会実現に向けた施策

#### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

##### （3）マイナンバー制度の利活用の推進

#### ① マイナンバー制度における情報連携の拡大

マイナンバーの利用や情報連携については、行政側の都合や行政縦割りの従来の発想ではなく、徹底的に国民視点（ユーザー視点）に立って、セキュリティの確保や個人情報保護の確保を図ることを前提に、「国民にとって利便性を感じてもらうこと」を第一に考えるべきもの。この考えは、従来の、社会保障制度・税制・災害対策の分野から利用範囲を広げることにについて国民の理解を得るためには、特に重要となる。

この方針の下、トータルデザインの目指す姿に則すことを前提に、令和3年（2021年）の調査結果も踏まえ、令和4年（2022年）に、縦割りの行政事務分野の発想ではなく、①マイナンバーを利用することにより、国民自らが自己の情報や自己の権利を証明することにより、正確かつ公正で便利な社会経済活動を行うことができるようにする観点や、②本人の状況にあった行政サービスを享受できるようにする観点等、国民視点に立って、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える必要がある。

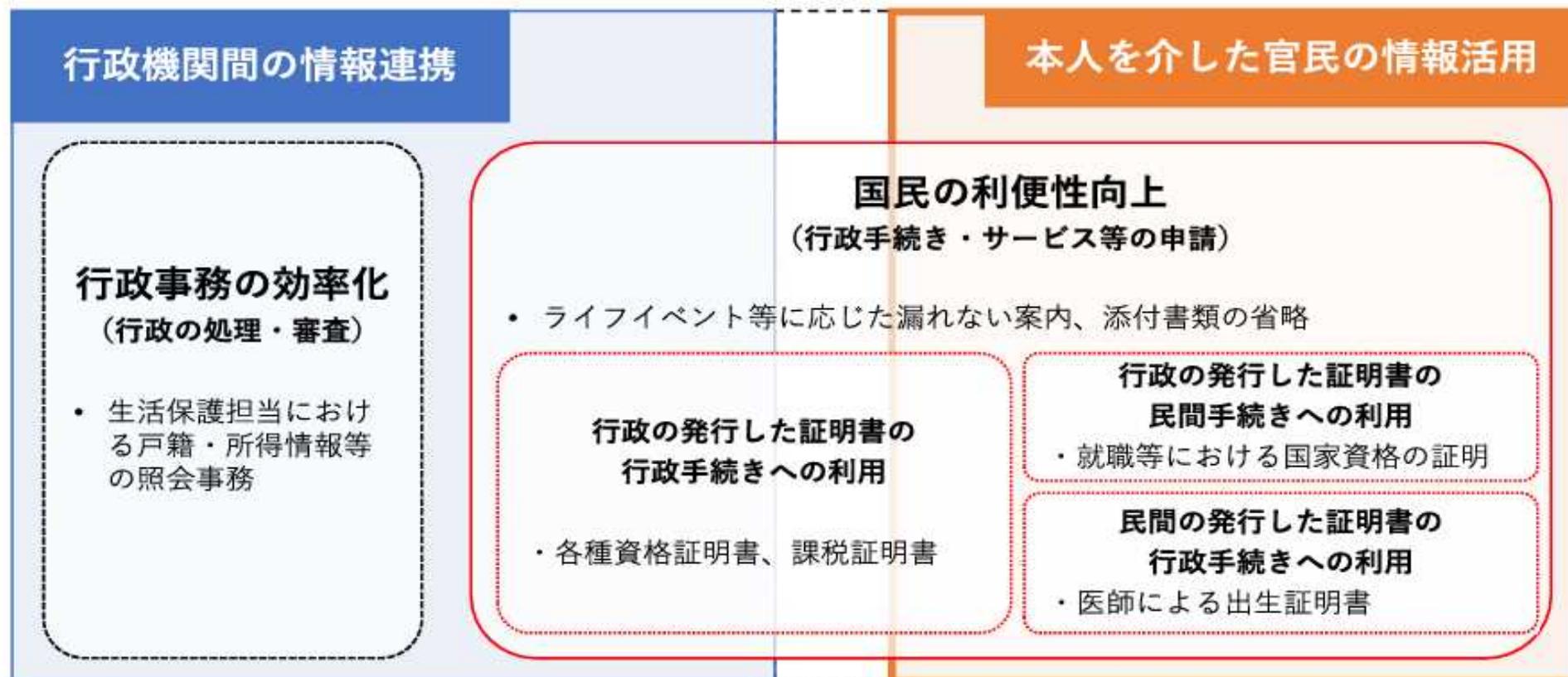
よって、デジタル庁を中心に、これらに関係する行政手続等の横ぐしでの精査を行い、上記の各制度を所管する関係省庁においてマイナンバーの利用や情報連携を前提とした個々の制度等の業務の見直しを行いつつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）の規定の在り方とあわせて、マイナンバーの利活用の推進に向けた制度面の見直しを実施する。

そのうえで、国民の理解が得られたものについて、令和5年（2023年）にマイナンバー法を含む必要な法案提出など法令の整備を実施し、令和6年（2024年）以降にシステム等の整備を行い、令和7年度（2025年度）までに新たな制度の施行を目指す。

## これからの情報活用の考え方：本人を介した官民の情報活用

- 社会環境の変化等も踏まえれば、情報活用にかかる個人の多様なニーズに応えながら、様々な主体と情報活用することが重要。
- 従来の「行政機関間の情報連携」を引き続き推進しつつも、「本人を介し、自らの情報を（デジタルで）活用できること」を明確に位置付けることで、より国民の利便性の向上に資する情報活用・これによるサービスの利便性向上が実現できるのではないか。
- 行政機関間連携の推進に加えて、本人側での情報活用も可能とすることになれば、個々の制度の見直しに先行して利用できるようになり、利用者である国民目線の手続きの簡素化が可能に。

### 情報活用のための枠組み（これから）

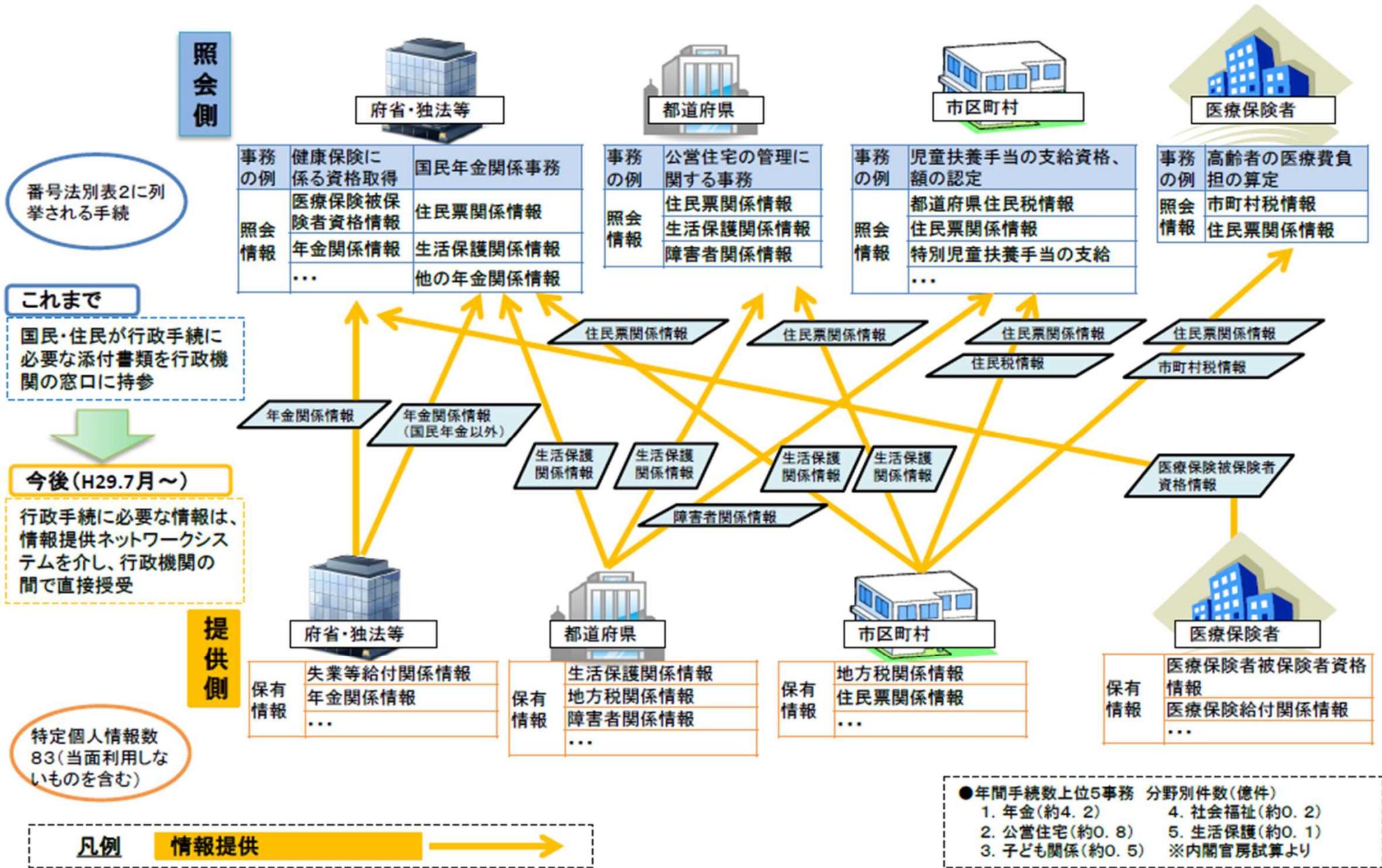


注 デジタル庁「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第4回）」（令和4年5月13日）資料より抜粋。

ご議論いただきたい事項（論点①バックオフィス連携）

- (ア) 例えば、融資や補助金支給の要件確認に要する納税証明書を不要とするために、他の行政機関や金融機関に税情報を提供することについて、どう考えるか。
- (イ) 例えば、自動車登録や不動産登記にマイナンバーを付すことにより、課税庁の持つ納税者情報との同期が図られ、住所変更の手続き等も簡素化することが期待されるが、どう考えるか。

# マイナンバー制度における情報連携 (H29.7~) のイメージ



注 総務省「マイナンバー制度における情報連携について」(平成28年5月)より抜粋。

# マイナンバー制度における情報連携の例

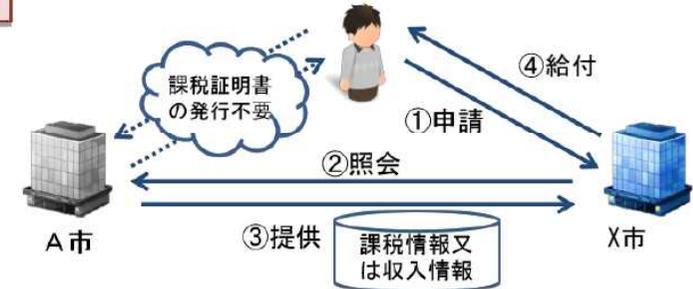
マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うことです。

## 地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

【事例】児童手当の申請（A市からX市に転居した場合）

⇒**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。**  
⇒**住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！**

- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等

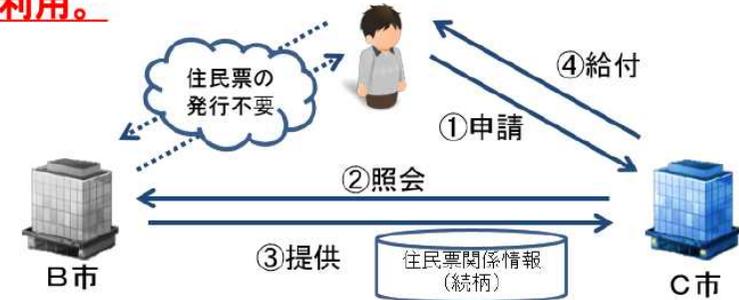


## 住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

【事例】児童扶養手当の申請（B市からC市に転居した場合）

⇒**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。**  
⇒**住民が申請する際、住民票の写しが不要に！**

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等

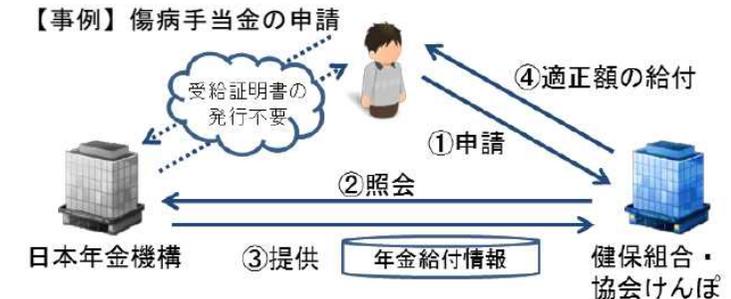


## 他の社会保障給付に関する情報

【事例】傷病手当金の申請

⇒**社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。**  
⇒**住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！**

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等



注 内閣官房・総務省「マイナンバー制度による情報連携」（令和2年5月）より抜粋。

## 納税証明書の概要

### 納税証明書とは

都税の各税目について、納付（納入）すべき額、納付（納入）した額及び未納額等を証明する書類。納税義務者の住所(所在地)、氏名(名称)、税目、年度、課税額、納付額、未納額、課税事務所等を記載している。

#### 【関連法令】

- ・ 地方税法第20条の10（納税証明書の交付）
- ・ 地方税法施行令第6条の21（納税証明事項）

### 東京都における納税証明書発行件数（市区町村発行分除く）

令和3年度：260,755件  
令和2年度：349,432件  
平成31年度：202,943件

### 納税証明書の主な提出先及び使用する場面

- ・ 行政等が実施する各種助成・支援事業等
- ・ 競争入札参加資格審査
- ・ 車検手続き（※）
- ・ 金融機関

※平成27年4月から、継続検査等を行う運輸支局等において自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことが可能となっている。ただし、軽自動車、小型二輪自動車については、令和5年1月から電子化。また、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかるため、自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する場合は、納付書等の右端にある「自動車税（種別割）納税証明書（継続検査等用）」を提示する必要がある。

## 納税証明書の提出が必要なケース (例)

### 感染症対策サポート助成事業

#### 【助成事業の概要】

都内中小事業者等に対し、業界団体が作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等に基づき行う感染予防対策に係る備品購入費、内装・設備工事費に係る経費の一部を助成

#### 【申請に必要な書類の例 (法人)】 ※一部抜粋

No.	提出書類			入手先		
5	納税 証明書	事業 税	直近の法人事業税納税証明書	原本	都税事務所	
			1期に満た ない法人	代表者の直近の所得税納税証明書 (その1)	原本	所管税務署
			NPO法人	—	—	—
		住 民 税	直近の法人都民税納税証明書	原本	都税事務所	
			1期に満た ない法人	代表者の直近の住民税納税証明書 ※非課税の者は住民税非課税証明書	原本	市区町村
			NPO法人	直近の法人都民税納税証明書 (免除申請し ている場合を含む)	原本	都税事務所

#### 【申請に必要な書類の例 (個人)】 ※一部抜粋

No.	提出書類			入手先		
5	納税 証明書	事業 税	課税対象	直近の個人事業税納税証明書	原本	都税事務所
			非課税対象	直近の所得税納税証明書 (その1)	原本	所管税務署
			1期に満た ない者	直近の所得税納税証明書 (その1)	原本	所管税務署
		住 民 税	課税対象	直近の住民税納税証明書	原本	市区町村
			非課税対象	直近の住民税非課税証明書	原本	市区町村

注 公益財団法人 東京都中小企業振興公社ホームページ等より作成。

## 関連法令①（論点①バックオフィス連携）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）

（特定個人情報の提供の制限） ※該当部分のみ抜粋

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

八 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

十 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

関連法令②（論点①バックオフィス連携）

○別表第二 ※一部抜粋

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
十六 都道府県知事 又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
二十七 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣	失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令
二十八 都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
		内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令

## 地方税法における守秘義務の基本的な考え方

○ 地方税に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において、私人の秘密を知り得る地位にあることから、地方税法第22条において、当該私人の秘密を保護するために、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者に対して守秘義務を課しており、地方税関係情報の秘密漏えいについては、地方公務員法上の守秘義務(第34条)よりも罰則を加重している。

※ 地方公務員法上の守秘義務違反に係る罰則(第60条第2号):一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金

※ 地方税法上の守秘義務違反に係る罰則(第22条):二年以下の懲役又は百万円以下の罰金

○ 「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実をいう。

○ また、私人の秘密が守られない場合には、納税者の税務行政に対する信頼と協力が得られず、税務行政の円滑な運営が確保できないおそれがあることから、地方税法上の守秘義務については、厳格な運用が求められる。

(総則逐条解説参照)

○地方税法（昭和25年法律第226号）

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二條 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## 税情報の提供についての基本的な考え方

- 地方税法第22条は、私人の秘密を保護するための規定であり、どのような場合に第22条に該当する違法な秘密漏えいに当たるかについては、その秘密漏えいが第22条の構成要件に該当するとしても、実質的に全体としての法秩序には反しないとされる場合には、違法性が阻却され、第22条に規定する犯罪は成立しないこととなるものと考えられる。
  
- 守秘義務の対象となる地方税関係情報について、他の行政機関から法令の規定に基づいて、情報の提供が求められた場合の取扱いについては、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序との整合性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当であると考えられる。

（総則逐条解説参照）

## 税情報の提供が許容される場合

### 《地方税法に規定がある場合》

#### ○ 地方税法上に情報開示・提供の規定があり、当該規定に基づき提供する場合

（地方税法上の情報開示・提供の規定）

- ・ 市町村による所得の計算結果の税務署長への通知（第317条）
- ・ 登記所との相互の情報提供（第382条、第422条の3）

### 《本人が情報提供について同意している場合》

#### ○ 申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合には、その本人と行政機関との間で当該情報は「秘密」ではないと考えられることから、税情報の提供が許容される。

（申請に基づく事務であり、本人の同意がある場合に税情報を提供している例）

- ・ 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
- ・ 未熟児に対する養育医療に要する費用の支給に関する事務

### 《他法令に規定がある場合》

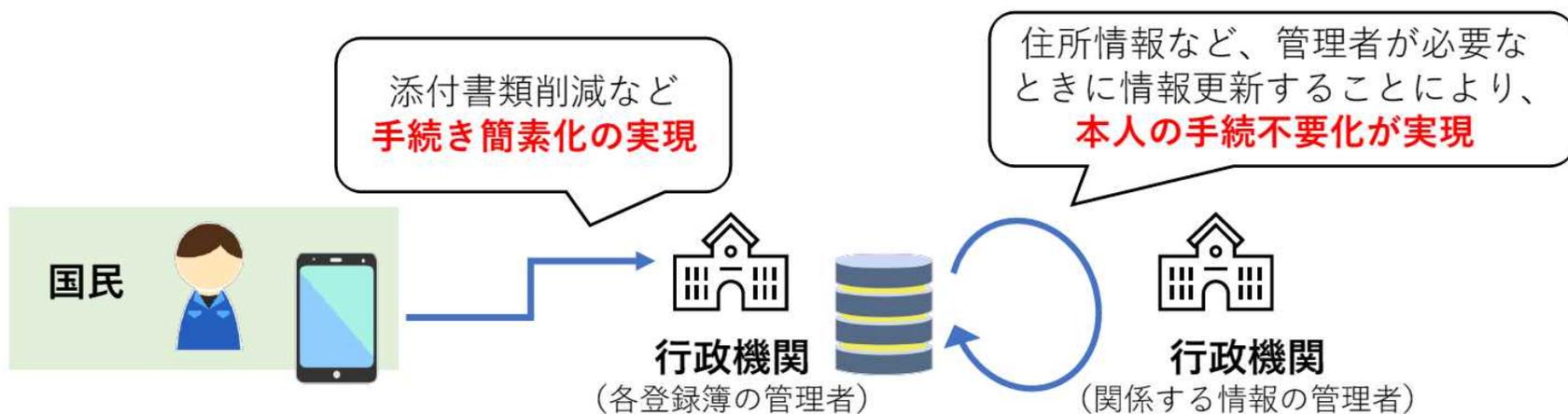
#### ○ 他法令の規定に基づき、他の行政機関等から税情報の提供を求められた場合に、提供することが許容されるか否かについては、前頁の考え方（個別の比較考量）を基本としつつ、提供が可能と解されている事例がある。

## バックヤードでの情報連携を拡大しうる行政事務

- システム上、個人に関する情報の更新について各機関等が即座に把握できるよう環境整備をした場合も、**各事務において個人に関する情報は古いままに、対象の事務の情報とあわせて登録している**場合は発生しうる。また、それぞれの事務ごとに事務のためのID等が設定され、国民は引越や死亡等のライフイベントのたびに、個別の登録・更新など手続が求められている。
  - 本人が個別に登録など手続を要する事務としては、たとえば
 

1：自動車登録	2：不動産登記
3：商業・法人登記	4：特許権等の登録を要する知的財産権 など
- があるが、それぞれの行政機関において、自動車などの登録対象を、それを所有等する個人に関する情報とあわせて登録をしているもの。
- 本人が所有等することを明確にすることも踏まえ、仮に**マイナンバーをあわせて登録管理**することになれば、**手続の簡素化に加えて、個々の情報の変更手続などを不要にできないか。**

### これから（登録の申請時や登録内容の更新時）



# 税務行政のDX推進のあり方

## — 論点②個人事業税の課税方式の見直し —

## 過去の答申（個人事業税）

### 【個人事業税】(令和3年度答申 P.47)

- コロナ禍で、ビジネスや働き方の多様化が進むことにより、事業税の対象である「事業性」について、法と実態との乖離が拡大する懸念がある
- 課税対象事業の限定列挙方式について、早急に、時代に即した見直しが図られるべき

## 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求（個人事業税の課税方式の見直し）

- 課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢に即し、早急に新規業種を課税対象に随時追加すること。

# 税務行税のDX推進のあり方について（論点②個人事業税の課税方式の見直し）①

## 税務行税のDX推進のあり方について（個人事業税の例）

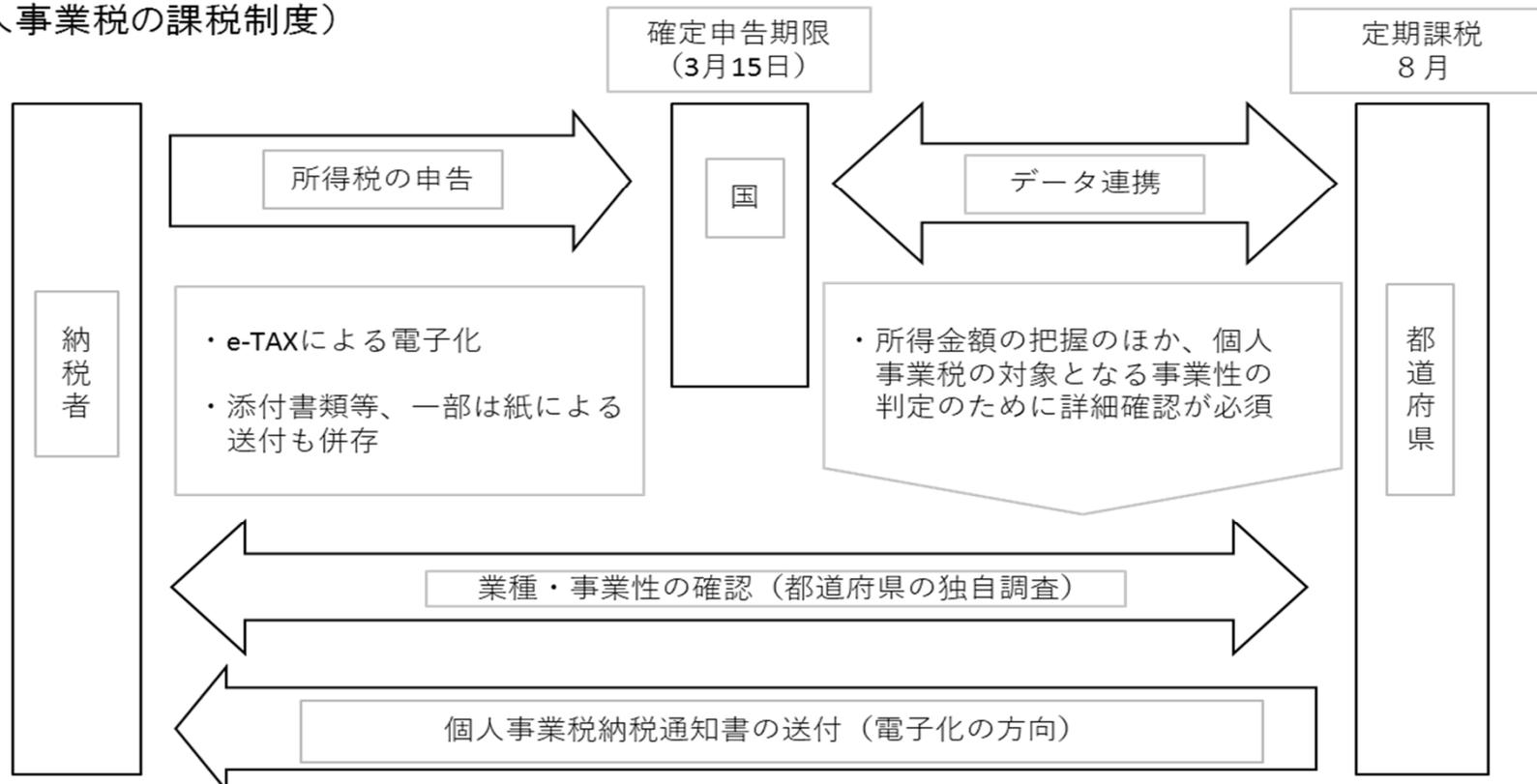
### ○（データ連携）

個人事業税のDXについては、関係機関(国や地方自治体など)とのデータ連携が想定されている。

### ○（独自調査）

個人事業税の課税においては、事業性の認定など、所得税の申告内容のみでは判断できないケースがあり、都道府県独自の調査を要する。

（例：個人事業税の課税制度）



# 税務行税のDX推進のあり方について（論点②個人事業税の課税方式の見直し）②

## ■個人事業税について

- ①個人の事業税は、地方税法等に規定されている第1種事業、第2種事業及び第3種事業に属する**70業種（法定業種）**の**事業**を行う個人に課税される。
- ②**事業**とは、一般に営利又は対価の取得を目的として、自己の危険と計算において独立的に反復継続して行われる経済行為であり、判断に当たっては**反復継続性、営利性又は対価性、独立性及び社会的客観性**を総合的に勘案の上、課税する。

## ■課税判断について

①**法定業種に該当するか**、②**事業か否か**について、所得税の確定申告書等の内容や文書照会等から以下の点を個別に調査する。

### ①70種の法定業種について

地方税法等においては、法定業種名のみが記載されているため、以下の業種に該当するか、各件別に確認する必要がある。

- ◆第1種事業 不動産貸付業、駐車場業、運送業 他34業種
- ◆第2種業種 畜産業、水産業、薪炭製造業
- ◆第3種業種 医業、弁護士業、コンサルタント業 他27業種

### ②事業性について

- 以下の点を個別に確認。特に**独立性**の判定は判断が難しい。
- ◆反復継続性・・・反復継続して業務を行っているか。
  - ◆営利性・・・営利を目的としているか。
  - ◆対価性・・・対価を取得しているか。
  - ◆**独立性**・・・企業等から独立して事業を行っているか。
  - ◆社会的客観性・・・社会一般的に事業といえるか。

## ■主な調査例

事業として認定するために、①**業種認定**や②**事業性**等につき、所得税申告書では判断できないものは都道府県独自の調査を要する。

○職業欄に記載がない場合等➤納税者への文書照会・電話による聞き取り、現地調査等（**業種認定**）

○不動産貸付業・駐車場業 ➤土地建物の件数や駐車台数の文書照会・電話による聞き取り、現地調査等（**事業性**）

## ■個人事業者側の視点

◎自らが課税になるかどうか、納税通知書が送付されてくるまで分からない事業者が一定数存在。**ビジネスや働き方の多様化**が進む中、今後も増加していくことが見込まれる。

## ■課税判断が困難なケース

法定業種に該当していることと事業性を認定する必要があるため、以下のような疑義がある事例が多発している。

◎**法定業種は該当するが、働き方によって事業性の有無が変わる例**  
食品等の配送員（運送業）

◎**事業性は認められるが、法定業種がない例**  
システムエンジニア、仮想通貨トレーダー

## ■他の賦課税目との比較

税目名	課税対象者	課税の根拠としている資料等
自動車税（種別割）	自動車を <b>所有</b> する者	自動車登録ファイル（車検証） （※道路運送車両法）
固定資産税（土地・家屋）	土地・家屋を <b>所有</b> する者	固定資産課税台帳 （※登記事項（不動産登記法）を反映）
不動産取得税	土地・家屋を取得した者	同上
鉱区税	都内にある鉱区に <b>鉱業権</b> を所有する者	鉱業原簿 （※鉱業法）
個人事業税	個人の <b>70業種の法定業種に該当する事業を行う者</b>	所得税確定申告書 法定業種の独自調査書類 事業性判定の独自調査書類 等 （個別の調査）

## 個人事業税の課税事務を進めるうえで苦労している点

### <認定基準について>

- ①新たな職業や働き方が増えている中で、法定70業種には収まりきらないケースが生じている。
- ②新業種の認定について、1件1件の精査のために多大な時間を要する。

### <申告内容の収集について>

- ③個人事業税の課税に必要な資料の中にはデータ化されていないものもあり、国税とのデータ連携後も職員の手作業による転写事務が残っている。
- ④事業税の課税に必要な資料が所得税で添付省略になっているものがあり、都として必要情報の収集という観点では、更にひと手間必要となっている。

### <課税時期>

- ⑤課税対象者として資料が搬出される数が増えているが、定期の納税通知書発付時期が8月であり、事務スケジュールが極めてタイトである。

## 個人事業税の法定業種

個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定事業）に対してかかる税金であり、現在、法定業種は70の業種がある。

区分	税率	事業の種類			
第1種事業 (37業種)	5%	物品販売業	運送取扱業	料理店業	遊覧所業
		保険業	船舶定係場業	飲食店業	商品取引業
		金銭貸付業	倉庫業	周旋業	不動産売買業
		物品貸付業	駐車場業	代理業	広告業
		不動産貸付業	請負業	仲立業	興信所業
		製造業	印刷業	問屋業	案内業
		電気供給業	出版業	両替業	冠婚葬祭業
		土石採取業	写真業	公衆浴場業（むし風呂等）	－
		電気通信事業	席貸業	演劇興行業	－
		運送業	旅館業	遊技場業	－
第2種事業 (3業種)	4%	畜産業	水産業	薪炭製造業	－
第3種事業 (30業種)	5%	医業	公証人業	設計監督者業	公衆浴場業（銭湯）
		歯科医業	弁理士業	不動産鑑定業	歯科衛生士業
		薬剤師業	税理士業	デザイン業	歯科技工士業
		獣医業	公認会計士業	諸芸師匠業	測量士業
		弁護士業	計理士業	理容業	土地家屋調査士業
		司法書士業	社会保険労務士業	美容業	海事代理士業
		行政書士業	コンサルタント業	クリーニング業	印刷製版業
3%	あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復 その他の医業に類する事業			装蹄師業	

## 個人事業税の課税客体等について

### ○個人事業税の課税客体

#### 【第一種業種(おおむね営業に属するもの)】

- ・原則として、商工業等いわゆる営業に属するもの。なお、「営業」とは継続的集団的に同種の営利行為を行うことをいう
- ・営業税当時から課税対象とされていた営業と同一

#### 【第二種業種(おおむね原始産業に属するもの)】

- ・営業税当時は課税されておらず、事業税が創設された昭和23年度以降課税

#### 【第三種業種(おおむね自由業に属するもの)】

- ・一定の資格、技能、要件に基づき、利益を得る目的で、自らの創意と責任に置いて、その業務を処理する事業
- ・昭和23年度に創設された特別所得税の課税客体とされ、昭和29年度に特別所得税が事業税に統合された以後、事業税の第三種事業として課税

### ○個人事業税の課税客体の限定列挙理由

「事業」とは、資本を基礎として、利益を得る目的で継続的に行う行為の結合体及び一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務をいう

⇒法人と比較して、個人については、その生活関係が複雑であるうえ、所得の源泉も多種多様であるから、個人の行う事業といってもその認定に当たって、混乱を生ずるおそれがある等の理由から課税客体となる事業を具体的に列挙している

## 個人事業税、所得税及び消費税における「個人事業者」について

	「事業」の定義	納税義務者である「個人事業者」	事業者の規模 (R2申告(課税)数)
個人事業税	資本を基礎として、利益を得る目的で継続的に行う行為の結合体及び一定の技能、知識に基づいて利益を得る目的で継続的に行う業務 <sup>(注1)</sup>	地方税法に定義なし。	1,048,816人
	※ 第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行う個人が納税義務者（地方税法第72条の2第3項）。		
所得税	自己の計算と危険において営利を目的とし対価を得て継続的に行う経済活動 <sup>(注2)</sup>	所得税法に定義なし。	5,488,276人 (事業所得+不動産所得)
	※ 所得のうち、「事業所得（事業から生ずる所得。所得税法第27条第1項）」又は「不動産所得（不動産の貸付けによる所得。所得税法第26条第1項）」を有する者を個人事業者であると想定		
消費税	同種の行為を反復、継続かつ独立して遂行すること <sup>(注3)</sup>	事業を行う個人をいう（消費税法第2条第1項第3号）。	1,138,647件
	※ 消費税では課税売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除されるため、申告件数が実際の事業者数より少なくなっていると考えられる。		

注1 自治省府県税課編「事業税逐条解説」（1995年）より抜粋。

注2 金子 宏著「租税法 [第十九版]」より抜粋。

注3 国税庁ホームページより抜粋。

注4 消費税の件数及び所得税の人数は「統計年報（国税庁）」、個人事業税の人数は「地方税に関する参考計数資料（総務省）」による。

# 個人住民税の現年課税化

## 過去の答申（個人住民税の現年課税化）

### **【個人住民税の現年課税化】(令和3年度答申 P.35)**

- 前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得税と異なり課税・納税のタイムラグが生じるため、前年に比べて収入が減った場合、納税者にとって負担感が大きいなどの指摘がある
- 納税者の負担感の軽減及び適正・公平な税負担の観点から、個人住民税を現年課税化することが望ましい
- 課税・徴収についてデジタル化を図り、現年課税化の早期実現に向けた検討を進めていくべき

平成17年 政府税制調査会 基礎問題小委員会  
「個人所得課税に関する論点整理」

5. 個人住民税 (3) 税務執行面での改善

○ 個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近付けることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

第7条第2号二(3)

○ 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

# 個人住民税の概要

## 個人住民税の概要

- 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するもの。
- 個人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。
- 納税義務者は、市町村(都道府県)に住所を有する個人である。

平成18年度税制改正において、所得税から個人住民税(所得割)への税源移譲を実施(約3兆円。平成19年度個人住民税から)  
→5、10、13%の3段階から、10%(市町村:6%、都道府県4%)の比例税率へ移行

### 個人住民税

**均等割** 非課税限度額を上回る者に定額の負担を求めるもの

	標準税率(年額)		税金	納税義務者数
市町村民税	3,500円	個人住民税	約3,500億円	約6,400万人
道府県民税	1,500円			

※東日本大震災を教訓として、各地方団体が実施する防災施策に係る財源を確保するため、平成26年度から令和5年度分の標準税率が引き上げられている。

**所得割** 納税義務者(※)の所得金額に応じた税額の負担を求めるもの(一律10%)

(※)非課税限度額の制度あり

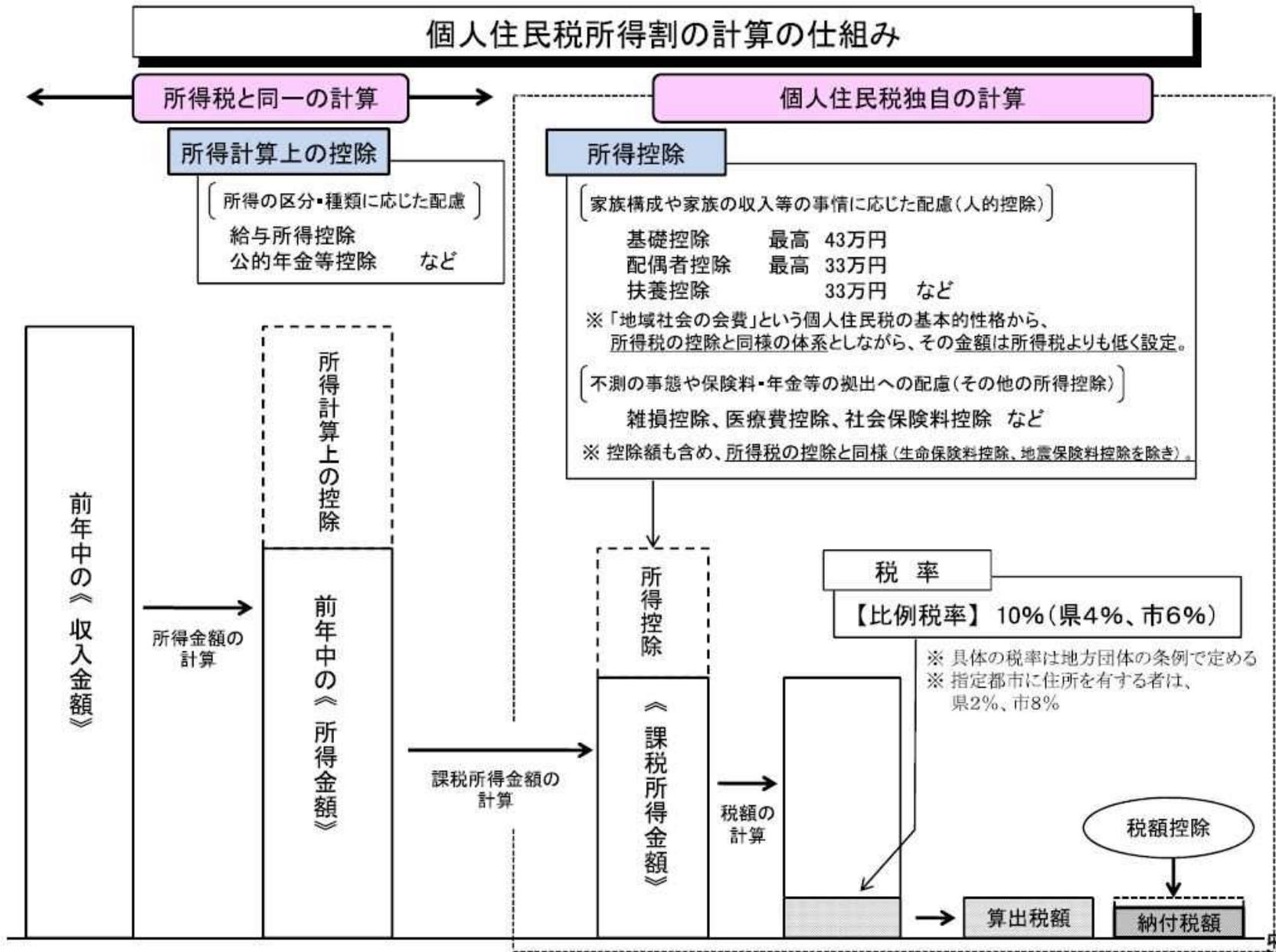
	標準税率		税金	納税義務者数
市町村民税	6%	個人住民税	約12兆5,200億円	約5,900万人
道府県民税	4%	(参考)所得税	約19兆1,700億円	約5,500万人

※県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲により、指定都市に住所を有する者は、道府県民税2%・市民税8%となる。

**利子割** **配当割** **株式等譲渡所得割** 税率5% 税金 約3,000億円

(注) 1. 税金は、個人住民税、所得税(復興特別所得税を含む。)とも令和元年度決算による。  
2. 納税義務者数は、個人住民税、所得税ともに「令和2年度市町村税課税状況等の調査」による。  
3. 復興財源確保のための均等割の標準税率の引上げは、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」(平成23年12月2日法律第118号)に基づく。

# 個人住民税所得割の計算の仕組み



注 総務省「令和3年度個人住民税検討会報告書」(令和4年3月)より抜粋。

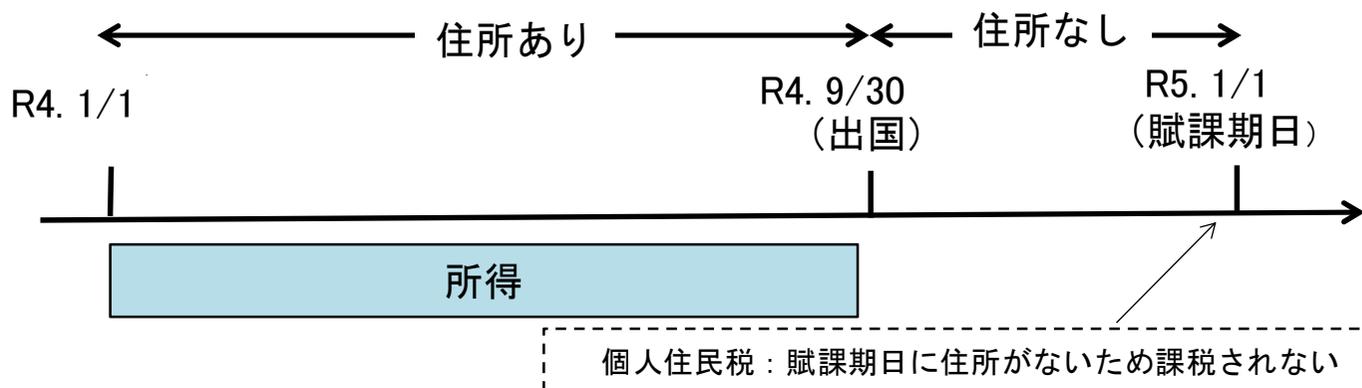
## 個人住民税の課税上の問題

○ 個人の所得課税において、前年の所得に対して課税する個人住民税は、所得の発生から時間的間隔を置かず課税(以下「現年課税」という。)する所得税と異なり、課税・納税までのタイムラグが生じている。例えば、不動産売却に係る譲渡所得等、ある特定の年に大きな所得が発生した場合、翌年、高額な納税負担になる。

○ 賦課期日(1月1日)直前の海外転居や外国人労働者の帰国等、前年所得がありながら課税できない場合も多い。

### 賦課期日前に国外へ転居した場合の課税

(所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合)



注 総務省自治税務局市町村税課「平成30年度個人住民税検討会報告書(平成31年3月)より作成。

## 個人住民税の現年課税化における課題（1）

### 令和3年度 個人住民税検討会報告書

#### 第2 個人住民税の現年課税化について

##### 1(2)これまでの個人住民税検討会での議論

###### ① 特別徴収義務者の事務負担

- ・ 従業員等の給与支払等を行う年の1月1日時点の住所地を把握する必要があり、納税義務者からの扶養控除等申告書等だけでなく住民票の提出を求めるなど、事実を確認するための手間も生じるのではないか（年の途中で雇用された者についてどのように把握するのかなど課題もある。）。
- ・ 個人住民税の毎月の税額計算及び年末調整の事務が生じる。地方団体によって異なる税率を採用している場合があるため特別徴収義務者の大きな負担となるのではないか。

###### ② 納税義務者の事務負担

- ・ 現年課税化した場合には、給与所得者のうち、他の所得を有する者や医療費控除等の適用を受けようとする者等の確定申告を行う者においては、所得税の確定申告書だけではなく個人住民税の確定申告書も提出することが必要となるため、納税義務者に大きな負担になるのではないか。
- ・ 給与等の支払を受ける年の1月1日以降に転居した場合、転居前の住所に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

## 個人住民税の現年課税化における課題（2）

### ③市町村の事務負担

- ・ 医療費控除等の適用のための申告が行われた場合、市町村から住民に対して還付事務が発生するため市町村の事務が繁雑になるのではないか。
- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で利用しており、市町村においては、引き続き各種課税資料を名寄せして管理する必要があるため、現年課税化された後でも市町村の事務は削減されないのではないか。

### ④切替年度の税負担

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の所得に対して課税が発生することとなるが、税負担をどのように考えるか。
- ・ 仮に、切替年の課税を行わないこととした場合には、所得の発生時期を調整することができる譲渡所得（有価証券、不動産等）について、不公平が生じるうえ、駆け込みや反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えることが考えられるのではないか。

## 第8期分科会（案）

### 1. 検討事項

- 税務行政のDX推進による個人所得課税等への影響について
- \* 個人住民税の現年課税化等の実現に向けた課題への解決策を提示

### 2. 検討イメージ

① 令和3年度委託調査結果の詳細報告

② ①の調査結果を受けて、課題の洗い出し  
\* ③のヒアリングの質問事項又は調査項目につながるよう整理

③ ②の課題を受けて、現場（区市町村・企業等）へのヒアリング

④ ヒアリング結果の報告

⑤ ヒアリング結果等を受けて解決の方向性を議論

令和6年度小委員会で検討

### 3. メンバー

諸富副会長  
石井委員 : DXの専門家の立場から助言  
鴨田委員 : 税務の実務家の立場から助言

### 4. 時期・回数

令和4年12月から開始し、  
令和5年度にかけ4回程度実施